

〔論文〕

欧州3都市の公共空間活用の変化要因分析

— オープンカフェ活用を中心とした15年間（1997/2012）の変化 —

井澤 知 旦

名古屋学院大学経済学部

要 旨

本研究は市民生活の質を規定する屋外の公共空間の活用、とりわけ歩道上のオープンカフェを分析対象として取り上げ、パリ、コペンハーゲン、ミラノの欧州3都市において、1997年の実査分析を踏まえ、2012年の15年間にどのように変化したのか、またその要因は何なのかを明らかにし、日本で公共空間を活用する上での指針を得ることを目的としている。分析の結果、第一にオープンカフェの設置箇所や席数は確実に増加し、市民生活や観光にとって不可欠な都市空間となっていること（量的拡大）、第二に禁煙やバリアフリー対応、CO²削減、許可対象の規制緩和と強化、道路空間利用の再配分、歩道から広場への拡充など、時代要請に対処していること（質的充実）、第三に一層使用促進されるよう、また民間の活動領域となるよう公共空間が開放されてきていること（行政スタンス）、が明らかになった。時代の要請や市民の要請に応じていくことが、公共空間の活用に変化をもたらしていると言える。

キーワード：公共空間、オープンカフェ、カフェテラス、市民利用、設置ルール

A Study on Activities at Public Spaces in European 3 Cities

— Analysis on the Change Factor of Café Terrace Use between 1997 and 2012 —

Tomokazu IZAWA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

発行日 2014年10月31日

1. はじめに

1.1 問題の所在

日本では、明治の近代国家形成にむけて、列強の欧米諸国に追いつき、追い越そうと膨大な税金を投入して「官」主導で道路、鉄道、港湾などの国土インフラを整備してきた。

それは第二次世界大戦後の1970年代¹⁾まで続いてきたが、国家の財政難のなかで投入額は減少してきている。そのなかで道路・公園・河川等の公共空間は市民や企業にとって身近な空間であるが、それを本来の目的を超えて利用²⁾するとなると、管理する側（官/行政）と利用する側（市民・企業）との利用意識においてギャップが拡大してきている。一部で公物管理の規制緩和が進んできているものの、地域ニーズに合わせた管理・運営が実現するには至っていない。

日本では公共空間が「官」により建設され、同時に管理されてきたため、公共空間の「公共」は「官/行政」を意味することになる。欧米に目を転ずるならば、公共空間の「公共」は「大衆」であり、官/行政が管理し、利用にあたってルールを定めてはいるものの、非常に豊かな屋外生活を市民は享受している。

そこで、本稿では、ヨーロッパ3都市における公共空間の管理運用実態について、1997年と2012年の2時点の比較から、時代とともに公共空間の活用がどのように変化してきているのか、社会的ニーズと行政の対応について把握することによって、今後の日本における公共空間の管理運営の指針にするものである。

1.2 既往の研究

オープンカフェに関する研究はいくつかのアプローチがあり、①管理運用制度、②空間デザイン、③環境（熱・音、心理）の3つに分類することができる。本稿では①管理運用制度の研究であり、なかでも多様性のある欧米諸都市を取り上げた既往研究³⁾は少ない。このことは海外の事例が日本の風土や制度と大きく異なるため、導入する上で大きな障壁があることが要因の一つであろう。これまでに海外都市の管理運用制度論として研究されているのは筆者らの一連の研究⁴⁾（欧米6都市）、ズガンネ等によるドイツ15都市のオープンカフェに関する法制度と運営ルールに関する研究⁵⁾、北原等によるニューヨーク市の事例研究⁶⁾があげられる。いずれも「公益性」を担保しながら市民利用を促進するかに力点が置かれている。定点（同一都市）における経年的変化の把握については、明らかにされていない。

1.3 研究の目的

筆者は2000年度より、道路空間比率の高い名古屋市都心部において、公共空間の一つである道路（歩道）で、一般使用外のオープンカフェ⁷⁾の設置・運営に取り組み、2007年より年間を通じてオープンカフェを実施できる道を開いてきた。それに先立つ1997年に欧米6都市の公共空間、とりわけオープンカフェの運用について、空間と制度の視点から現地調査および自治体ヒアリングを実施し、取りまとめた⁸⁾。しかし、それ以降、欧州ではEUの通貨統合や緊縮財政、米

国では財政の崖といった経済環境にあり、公共空間を取り巻く環境も大きく変化してきている。そこで公共空間の活用にあたり、15年間でのように変化し、その変容要因は何かを明らかにする。

1.4 研究の方法

2012年の夏に欧米におけるオープンカフェをはじめとする公共空間の活用の変化を把握するため、1997年調査(参考文献(1))と同様の都市、コペンハーゲン(デンマーク)、パリ(フランス)、ミラノ(イタリア)の3都市⁹⁾を訪問し、オープンカフェ等の運用実態と15年間の変化について、現地調査(観察および写真撮影)と自治体(担当部署)ヒアリングを実施した。この3都市は気候条件(緯度)の相違を比較する意味も込めている。

2. パリ(フランス)

2.1 概況

パリ市はフランスの首都であり、面積105km²(名古屋市326km²の1/3)、人口225万人(2011年現在 名古屋市2014年7月現在227万人)を要する。名古屋市に比べてコンパクトで人口密度が高くなっている。パリ市はフランス国内の交通の要衝であり、経済・文化の中心でもある。

19世紀後半にオスマンによって大改造されたパリの町並みやそれをシンボル化したシャンゼリゼ大通、音楽の世界では並木道の枯れ葉とシャンソンがあるように、カフェテラスはパリにとって紋切り型イメージを決定する重要な要素であり、“顔”となっている。言い換えれば、カフェテラスこそパリの街を特徴づけていると言っていいいであろう。その点は行政側も、パリの歩道は都市の魅力づけに対する恰好の場であり、そこから税収もあがるとしっかりと認識している。

2.2 カフェとカフェテリアの歴史と市民性

パリにコーヒーが入ったのが17世紀後半(1669年説)、18~19世紀にかけてカフェは興隆を究める。すでにカフェ文化が根づいて300年以上は経過している。

「パリのカフェ、ブラッスリーの経営者のうちの8割以上が、オーヴェルニュ人である」(玉村豊男)と言われている。オーヴェルニュはフランスのほぼ中央南に位置する地方の名称で、そこは山間地帯であるので農業の生産性はあがらず貧しいため、パリへ出稼ぎに行く人々が多かった。働き者のオーヴェルニュ人は現金を得られる商売である水運びや炭売りのような肉体労働を好んだ。炭売りと田舎で作っているワイン売りを兼業する居酒屋を経営するものも増え、20世紀の初め頃に、メニューにコーヒーが加わってカフェが生まれていく。

パリのカフェは明るいのが特徴であるが、これもオーヴェルニュ人のライフスタイルと関連が深いと言われる。歩道部分にせり出したガラス囲いつきのテラスも春から夏にかけてそれが取り払われ、オープンテラスとなって季節を満喫できる。カフェのみならずブティックも、商習慣で歩道に陳列する商売形態が生まれている。パリの冬は長く、市民は屋外を好み、息抜きでカフェ

テラスに立ち寄る18～19世紀からの生活習慣がある。

このような歴史的文化的背景のなかで今日のカフェテラスがある。

2.3 15年間のオープンカフェの変化

(1) カフェテラスの設置

パリ市には2,400kmの歩道がある。後述するように原則2.2mの歩道幅員があれば、オープンテラスの設置は可能である。この15年間にオープンテラスは約10,000ヶ所から11,300ヶ所へと13%増に、囲い込みテラスも2,500ヶ所から3,500ヶ所へと40%増となっている。(オープンテラスと囲い込みテラスについては2.4で詳述する)

オープンテラスはそれほどの増加率ではないものの、その増加要因として2008年に出された室内の喫煙が禁止されたことがあげられる。またオープンテラスにガラス等の衝立などで領域を明確にすることが必要になってきているが、これは喫煙場所の明確化や傾斜地での床設置における転落防止が背景にある。囲い込みテラスの増加率が著しいが、真冬や真夏の気候の厳しさを緩和するためではないかと推察される。その理由を明確にすることは課題である。

(2) カフェテラスに関わる条例の改正

パリ市は1990年にカフェテラスの条例改正をしたが、2011年に21年ぶりに改正している。具体的には歩道幅の2分の1まで利用でき、かつ最低1.6mの歩行者用歩道を確保することを再明確にし、その上で占有できる範囲を、①身障者に配慮して、建物の壁から街路樹木の端までを街路樹のツリーサークルの端までとして、歩道空間に余裕を持たせたこと、②初めて暖房設備を取り上げ、二酸化炭素の削減に寄与すべく、ガス暖房は禁止で電気暖房としていること、③人通りの多い歩道では、通行帯の幅を満たしていても許可しない権限を市が有すること、④カウンターテラス(建物に隣接して設置するカフェテラスでなく、飛び地的に設置されるテラス)は、隣地の了解が得られれば、店舗幅分だけ拡張(店舗幅の2倍まで使用可)することができるが、主要改正内容となっている。

前述したように、2008年に屋内での喫煙禁止条例が出されたため、屋外のオープンテラスで日よけと両サイドの衝立で囲われた空間か、両サイドと前面が衝立で囲われた空間(これらのテラスを保護テラスと呼んでいる)でなら喫煙が可能となったため、このタイプのテラスが増加している。

(3) 各種テラスの占用料と用途

このように各種テラスの占用料は2,110万ユーロ(1ユーロ120円換算で25.3億円。15年前は8,000万フラン。1フラン23円換算で18.4億円)、屋外看板の占用料を含めると3,500万ユーロ(同42億円)にのぼるが、パリ市の財政規模73億ユーロに対しては0.5%に過ぎない。この費用は一般財源に組み込まれるが、パリ市20区に対して26人(15年前は20人)の現場調査員の人件費を確保するとともに道路修繕費等に充てられている。

2.4 今日の公共空間利用における4つのタイプ

歩道に限らず、公園を含めた公共空間を利用するタイプとして次の4つがある。

- ①囲い込みテラス
- ②オープンテラス
- ③カウンターテラス
- ④ディスプレイ（陳列棚）や屋台

以下、それぞれについて説明を加えていく。

(1) 歩道利用の一般的条件

歩道幅員2.2m以上で、原則1/3（0.6m以上）まで利用可とし、歩行者用空間として1.6m（有効歩道）を確保する必要がある。歩道幅員が広いと1/2までの使用が可能であるが、逆に通行量が多いと、条件を満たしていても許可されない場合がある。有効歩道は交通施設の部分の幅を差し引いて決められ、具体的には地下道入り口や地下鉄の通気口、バス停や信号機、交通標識などの移動不可の部分を示している。（図1）

街路樹のある歩道のうち、歩道幅員6m以下の場合、建物敷地境界線から街路樹下に設置されたツリーサークルの端までの距離によって決定される（2011年の条例改正）

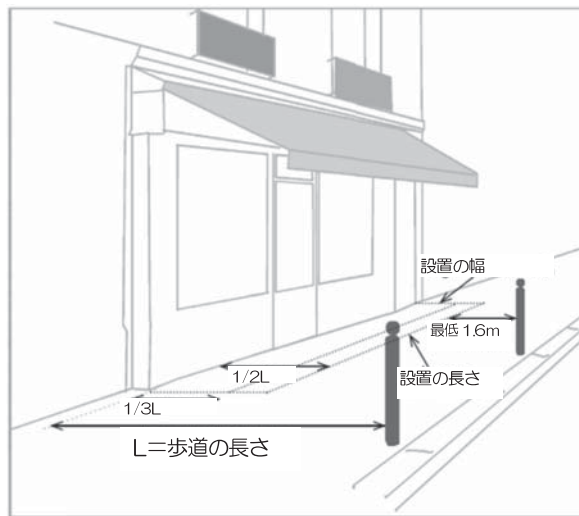


図1 歩道利用の一般条件（寸法）

出典：海外参考文献(1)より。図2、図4右、図5も同様

カフェは午後10時から翌午前7時までは騒音を出してはならない。違反した場合は罰金または出店許可が取り消される。

(2) 囲い込みテラスの設置条件

幅0.6m以下の囲い込みテラスは営業できない。すなわち歩道幅員2.2m以下での囲い込みテラスは禁止されている。囲い込みテラスのパネルの高さは2.5mを超えないものとし、1枚の幅も非木製では0.7～1.2m、木製では1.2～1.5mとする。このパネルは簡単に取り外しができ、その所要時間は8時間を超えてはいけない（工事等のため一晩で撤去可能な仮施設とする）。そこには文字のない明るい色または無地、透明のガラスを設置することが条件であり、入り口に0.8×0.6mのメニューボードは認められる。

板ガラスを支える囲いは支柱幅5cmを超えてはならない。舗装歩道で囲いパネルを立てる場合に留め具は利用できる（直径2cm以下、長さ10cm以下）。この場合、パリ市の合意の上、警察の設置許可をとることが必要となる。可動式の床は取り外し簡単な板のみとし、地面に接着してはならないので、パネルの支柱をその床に設置することはできない。

暖房器具は地面より0.8m以上のところに設置してはならず、ガス溜まりを防止するため十分な換気を行うことが求められる。なお2011年改正によってガス暖房が禁止され、電気暖房が奨励された。

(3) オープンテラスの設置条件

オープンテラスは、テーブルと椅子を持っているレストラン、アイスクリームパーラー、喫茶、また、飲食エリアのある文化施設（美術館、劇場）に許可が与えられる。

「歩道利用の一般条件」で示したように、幅0.6m以下のオープンテラスは営業できない。すなわち歩道幅員2.2m以下でのオープンテラスは禁止されている。オープンテラス内での障がい者のアクセスや移動は保障されなければならない。

店舗看板は店舗より離して設置することはできない。（図2）

オープンテラスの場合、垂直の衝立により仕切ることができる。許可された範囲内で高さ1.3m以下の衝立やプランターを設置することができる。

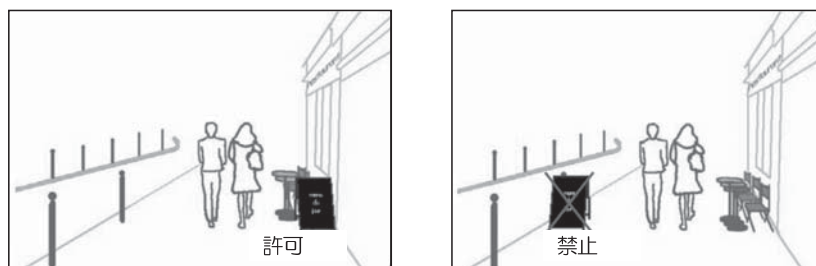


図2 看板の設置場所

夜間は可動物すべてを自己敷地（店舗）内に収納しなければならない。

オープンテラスでは喫煙が可能である。しかし、そのためには日除けと衝立により仕切るか（図3左）、日除けがなくても両側面と前面に衝立を設けなければならない（図3右）。

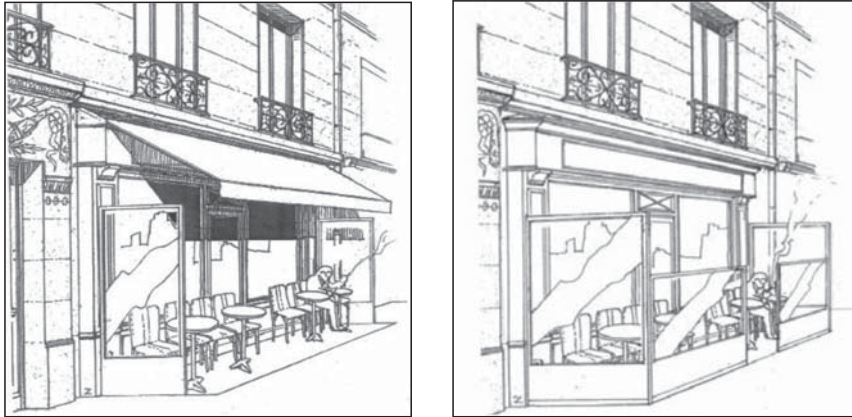


図3 喫煙が可能な2つのオープンテラスタイプ

出典:海外参考文献(2)より。図4左も同様

(4) カウンターテラス

これは建物に接するオープンテラスの向かいに設置されるオープンテラスのこと指し、その間の通行帯は最低1.8m以上あけなければならない。それはパラソルの先がその空間に出てはいけない。カウンターテラスが設置できる場所は大きな通りや広場,例えばシャンゼリゼ通,サンジェルマン・デ・プレ通,ピクトルユーゴー通などがあり,全市でおおよそ300ヶ所が設置されている。

(図4)

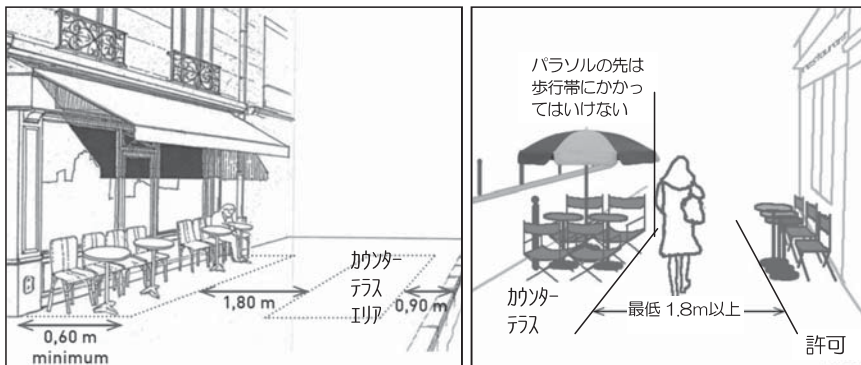


図4 カウンターテラスの設置条件

(5) ディスプレイ（陳列棚）と屋台

①ディスプレイ（陳列棚）

陳列棚を歩道に設置する場合,最小6m以上の歩道に制限される。陳列棚の高さは1.3m以下に抑えられる。歩行者の通行帯は1.8m以上を確保し,車道側に陳列棚を設置する場合は,歩道縁石から0.9m以上離さなければならない。陳列棚を使用できる範囲は歩道幅の1/2を超えてはなら

ない。(図5)

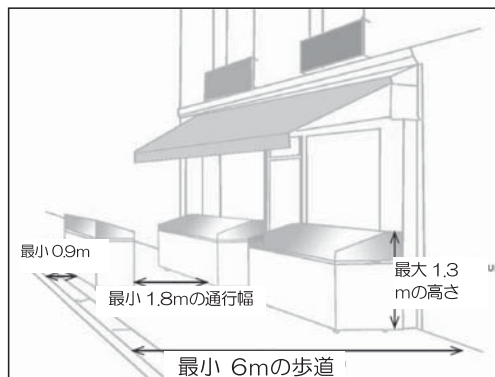


図5 ディスプレイ（陳列棚）の設置条件

②屋台（臨時的露店商等）

同一場所で原則1日～1週間程度の利用を想定し（サーカスの場合は例外）、その場合に許可制をとる。許可を受けうる人数（出店箇所）に制限枠がある。

小さい市は、花や野菜等の販売を行うものであり、商業登録（許可）のなかで特殊な位置を占める。

この分類では次のa)～c)の3タイプがあり、参考のためそれぞれの利用料を示している。（下記のデータは1997年。よってユーロでなく、フランとなっている。最新は不明）

- a) 4m²店舗：150店舗は年間型認可（600～750～3,000フラン/年）
- b)-1屋台：全市で2万台（シャンゼリゼで5,000～5,500台）2m²程度で20フラン/月
- b)-2朝市：全市で57市、1週間に2～3回の開催、平均10m²規模で100フラン/日の賃料をとり、電気やテントの支柱、ゴミ処理はサービスとして行政が提供
- c) サーカス等：1週間～1ヶ月単位

2.5 使用料

使用料についてはパリ市議会によって決定される。（各年）

道路の商業的価値により6段階に設定されている（HC, 1, 2……5）。一般的な使用料金を見ても、次のとおりである。シャンゼリゼ通はHCにランクされる。

- イ) 商品台 min 12.14～max 64.26（192.66＝2.3万円）ユーロ/年m²
- ロ) オープンテラス min 16.45～max 93.70（281.34＝3.4万円）ユーロ/年m²（maxはシャンゼリゼ通）
- ハ) 囲い込みテラス min 118.83～max 672.55（2017.83＝24.2万円）ユーロ/年m²（maxはシャンゼリゼ通）

* 歩道1/3以内での使用料金。カッコ内は歩道1/3以上の場合の使用料金

詳細な料金表は参考資料1のとおりである。設備内容、露店・テラスの規模や位置などによって細かく料金表が設定されている。

建物に隣接する歩道1/3の部分のオープンテラスおよび歩道中央部に設置されるカウンターテラスや露店は面積規模により使用料は追加される。

総面積	20m ² 以上	+5%
(追加料金は総面積に対してかけられる)		
	30m ² 以上	+10%
	40m ² 以上	+15%
	…10m ² 増えるごとに5ポイントの増加	
総面積	90m ² 以上	+40% (最大)

建物と隣接する歩道1/3の部分に設置される囲い込みテラスについても面積規模により使用料は追加される。

総面積	20m ² 以上	+1%
(追加料金は総面積に対してかけられる)		
	30m ² 以上	+2%
	40m ² 以上	+3%
	…10m ² 増えるごとに1ポイントの増加	
総面積	90m ² 以上	+8% (最大)

露店やオープンテラスは建物の正面幅が決められるとき、建物の入り口1ヶ所に対し1m幅の控除があり、最大30ヶ所の入り口まで控除対象となる。利用対象幅の最小は0.3mである。

2.6 シャンゼリゼ通

シャンゼリゼ通とサンミシェル広場は例外的扱いとなる。シャンゼリゼ通は1995年に側道が廃止され、歩道幅員は20mに拡幅された。ここでは居酒屋、レストラン、カフェ、アイスクリームパーラー、ティールームの経営者（ただし1階に営業権を持っていることが前提であり、地下や2階は不可）が営業するカフェテラスとレストランのみで、陳列棚の許可を除いて、露店および物販に関わる商業活動は許可されない。

オープンテラスとカウンターテラス（歩道中央部）の営業は4月1日から10月の第3日曜日までの営業を原則とし、気候によっては多少ずれ込んだり早まったりすることもある。ここでは建物と隣接する5m幅のオープンテラス（TO）か建物と隣接する5m幅の囲い込みテラス（TF）が許可される。それを原則型と呼ぶなら、テラスの拡張にあたっては次の2つのタイプが認められ、そのうちどちらか一つを選択することができる（各年ごとに選択が可）。

- 1) 原則型のテラスと連続する幅2.5mのオープンテラス（図6左）
- 2) 原則型テラスに加えて、建物に最も近い街路樹並木と2番目の街路樹並木との間に5m幅のカ

ウンターテラスで、歩行者通路への出入口を持ち、かつ歩行者が入り込まないようプランター等で囲ったテラス（図6右）

オープンテラスで許可される家具・什器等はテーブルと椅子、花かごとメニューボード、 parasol であり、道路中央部でのカウンターテラスはそれに加えてワゴンが許可されている。キャノピー（日除け）や parasol の色が指定されている。カフェテラスは青か赤、ブティックはベージュ系の色である。黒の日除けがあるが、これは違反である。

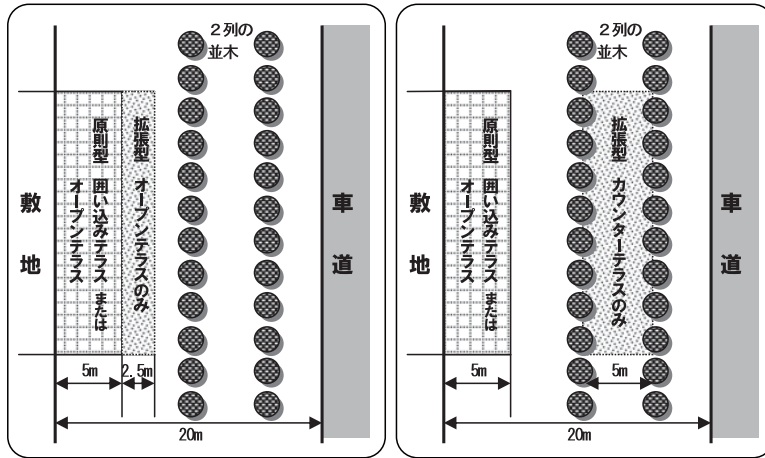
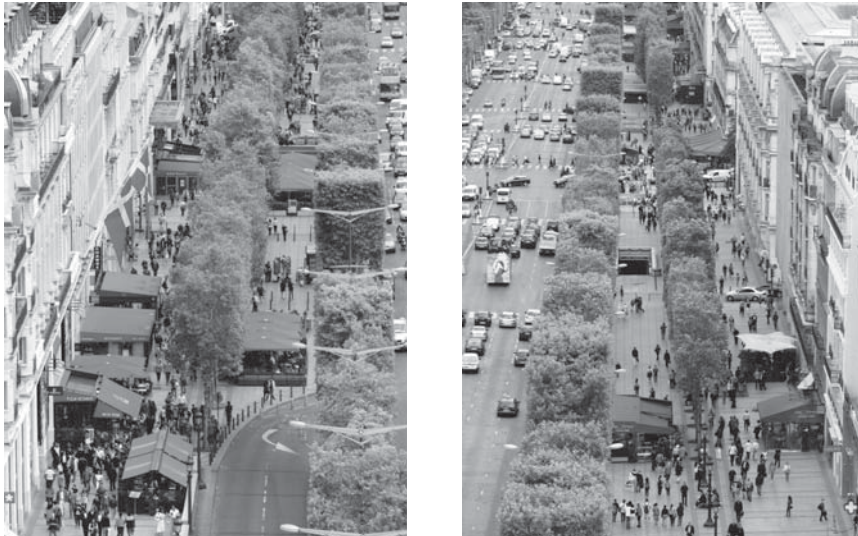


図6 シャンゼリゼ通のオープンテラス・囲い込みテラス・カウンターテラスの選択

パリにおけるオープンカフェの風景（いずれも2012年）



パリの凱旋門から見たシャンゼリゼ通のカフェテラス（2012年）。囲い込みテラス（市内3,500ヶ所）とオープンテラス（同11,300ヶ所）。離れ島のようなカウンターテラス（同300ヶ所）である。シャンゼリゼ通の parasol 等は国旗と同じ赤・白・青の色しか認められていない。

【1997年】



【2012年】



シャンゼリゼ通の著名なカフェ「フーケ」。喫煙のためにガラスの衝立を立てている。囲むことで開放感がなくなっている。

【1997年】



【2012年】



シャンゼリゼ通（幅20mの歩道）のカウンターテラス。上記の「フーケ」と同様に、喫煙のためにガラスの衝立が設置されている。雰囲気は悪くない。

【1997年】



【2012年】



シャンゼリゼ通の囲い込みテラスとカウンターテラス。街路樹が剪定されて、空間が明るくなっている。

【1997年】



【2012年】



シャンゼリゼ通以外のオープンカフェ。設置条件である歩道幅員の1/3～1/2の範囲の利用かどうか疑わしいが、随分とにぎわっている。

【1997年】



【2012年】



囲い込みテラスの状況。8時間以内に撤去できる構造となっているはずだが。

歩道上に陳列棚を許可を得て、設置できるが、これはどうか？

【2012年】



歩道に常設されるキオスク。公共施設として位置づけられる。閉店になるとすべての品がキオスク内に収納される。電源は道路地下から取る。

3 コペンハーゲン（デンマーク）

3.1 概況

デンマークはスカンジナビア諸国の最南端に位置する国であり、面積431万Km²、人口560万人（2013年）を有している。またデンマークはドイツと隣接するユトランド半島と大小500あまりの島々からなり、旧西欧・旧東欧そして北欧との交流の接点としての役割を担ってきた。

デンマークの首都であるコペンハーゲン市は、市域面積88km²、人口56万人（2012年）、都市圏人口では195万人（同）を擁する。コペンハーゲンは過去2度の大火（18世紀）とナポレオン戦争下における砲火を受けたが（19世紀初頭）、第二次大戦での戦禍を被らずに済んだので、19世紀の町並みが今日まで残る美しい都市である。

3.2 カフェと公共空間

第二次大戦後コペンハーゲンも自動車社会に突入していく。都心部は第二次世界大戦の戦火を被らなかったため、19世紀来の狭い道路に自動車が溢れ、広場は駐車場と化した。快適な歩行環境が大きく阻害されてきた。

そこで1962年11月17日にコペンハーゲン都心部のメインストリートであるストロイエ通が歩行者専用道となった。実施するにあたっては白熱した議論が展開された。新聞では、「我々はデンマーク人であって、イタリア人でない」とか「公共空間を活用することは北欧のメンタリティとは正反対だ」といった、デンマークでは歩行者専用道は機能しないとの意見が掲載された。しかし、いざ実施されると、初日から市民の評判は大好評であった。以来、歩行者環境の改善や拡張が実施されない年はない。徐々に都心部から自動車は閉め出されるか、運転速度を落とすか、交通量を減少させていった。さらに駐車場化した広場も一つずつ、人を惹きつけよく利用される市民の空間に取り戻していった。

コペンハーゲンの特徴は、店舗がほとんど1階にあること、そこには歩行者専用か自動車制限された歩行者優先道路と広場が接することである。1962年時点で歩行者専用道と広場の面積は1.6haしかなかったが、1973年には4.9ha、1988年には6.6haへと着実に拡大し、2000年には10.0haと38年間でその面積を6倍強にまで増加させている。オープンカフェの実施は1972年からであり、2012年時点では40年経過している。ちなみに歩行者専用道導入から50周年の年であった。（図7）

上記の経緯から、歩道や広場でオープンカフェやレストランが展開されていく。ストロイエ通の歩行者専用道（モール）化が市民のライフスタイルを変えていったと言える。つまり、オープンカフェ等は日常のライフスタイルに変化を与え、地中海的スタイルが夏場3ヶ月に限って（気候から）導入されたのである。

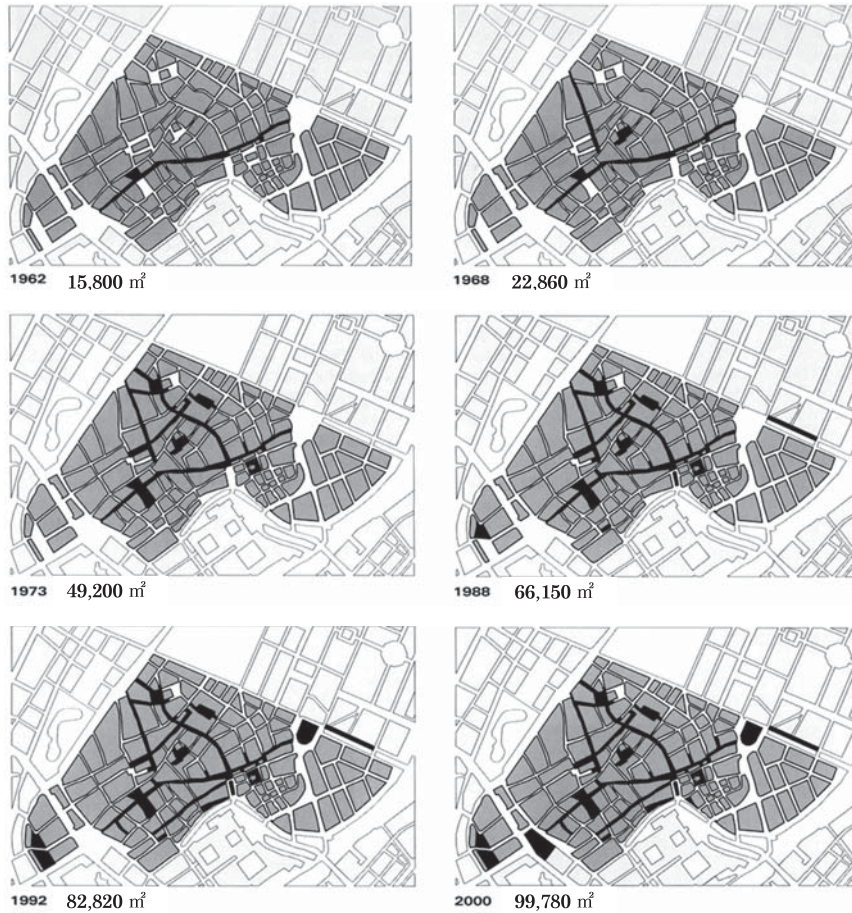


図7 歩行者専用道路と広場の場所と面積の推移
出典:海外参考文献(7) P.57(面積を見やすく修正加工)

3.3 15年間のオープンカフェの変化

(1) 多様化しながら増加するオープンカフェ

オープンカフェは着実に増えている。最新の設置席数または箇所は情報入手できなかったが、過去の資料では1986年で2,970席、1995年で4,780席、2005年で7,020席と着実に増加させてきている。

観光スポットである運河沿いのニューハウ南通を見るとオープンカフェが増加していることは一目瞭然である(写真参照)。市役所東側の通り(Vester-Voldgade)では歩道を拡幅して広幅員歩道を確保し、そこに新たなオープンカフェを設置している(写真参照)。中心部から少し離れた通り(Halmtorvet)では中央分離帯にオープンカフェを設置し、道路を超えてサービスを提供している例も見られた(写真参照)。多様なタイプのオープンカフェが見られ、それらが増えている。

(2) 行政のスタンスはオープンカフェを促進するための課題解決

行政の姿勢は、オープンカフェ導入にあたり、まず無料で実験的に使用して、どういう空間になるのか、またその是非について市民に考えてもらう時間的猶予をとっている。行政の立場として、たとえ実現にあたって課題があっても「NO, NO, NO!ではなく、YESと言える街」(市役所担当者談)にしようとする意気込みとプロフェッショナルなら課題を解決することが使命だという自負がそこには見られた。

オープンカフェや大道芸への姿勢はより促進しようという考え方がある。以前ではコペンハーゲンでは保守的だったので規制も厳しかったが、設置母体がしっかりして建築やデザインのクオリティが高いものであれば、少し混沌としたような感じになっても、開放しようという姿勢が見られる。15年前は白一色のパラソルであったが、今はカラフルになってきているのは、色が増えても、結果としていいものが形成されるならば、促進しようという認識を持つ。

(3) 公共空間活用の新たな視点

コペンハーゲン市は自転車を通勤通学の主要交通手段として位置づけている。2025年目標の自転車道ネットワーク構想(プラスネット構想)を掲げ、自転車による通勤通学比率を現状の36%から2015年には50%に引き上げる内容である。もちろん自動車通勤もあるがそれを排除しようというものでなく、歩行、自転車、公共交通、自動車のベストバランスを考えて対処しているという姿勢である。

コペンハーゲンでは日本のように歩道を自転車が走ることはなく、道路空間の再配分によって自転車専用道を整備することで、自転車利用を拡充している。より快適な自転車移動を可能とする環境整備がなされている。筆者自身、現地のプランナーが半日を使って自転車による街中案内をしてもらい、広範囲の移動を可能としている。

さらには市民が集う多種多様な広場が都心部で整備されている。子供も大人も憩うことができ、水辺、芝生、農地、独自の遊具がある広場があちこちにある。これが都市生活を豊かにするインフラであり、屋外での滞在時間が増えるほど、都市の魅力も増すとの視点に立って整備されている。

3.4 歩道空間の一般的利用条件

(1997年調査〈参考文献(1)〉をベースに2012年調査情報で加筆・修正。3.5, 3.6も同様)

コペンハーゲン市内の公共空間を利用するにあたっては、行政部道路管理局の利用管理規定と技術部道路課の管理規定に従う必要がある。

- ・建築物の壁から60cm未満は商品陳列なら無許可で利用可能であるが、その際歩道は基本的に1.5m以上の歩行空間を残す必要がある。ただし、人通りが多い歩道では2.0m以上を確保する必要がある。店舗以外での商品陳列は禁止されている。(無料)
- ・ショーケースと自動販売機は最大30cmまでの奥行きであれば設置可能である。ただし、歩道幅員が2m未満の場合や曲がり角に設置する場合には15cm未満の奥行きとする。(有料)
- ・歩行者専用道(モール)では従前の歩道まで(U字溝まで)の利用が可能である。

- ・広場では最大40m²まで許可を出す。
- ・天蓋や懸下式屋根，照明器具，看板などの設置は建設部建築・住宅局の手続きが必要であり，その条件は建築基準法に基づく。

3.5 歩道上および屋外レストラン（オープンカフェ）および屋台等

(1) 歩道上および屋外レストラン（オープンカフェ）

- ・すでに建物1階部分でレストランを経営しているものが隣接場所に開業する場合に申請することができる。
 - ・屋外利用は4月1日～9月30日までの6ヶ月で，8時～24時までの営業が通例である。
 - ・申請者は上層居住者の意見を聞き，建物オーナーの同意をとる必要がある。
 - ・夜間になるとテーブル・椅子等を片づけて清掃することを義務づけられる。
 - ・申請者が代わっても屋外利用は継続される。
 - ・申請書に平面図（手書きもOK）を添付する（テーブル，椅子，カウンターバー等）。
 - ・配水設備は下水道課の許可を得る必要がある。
 - ・今年から路上のプラスチックテーブルは不許可で，場所にふさわしい色や形を規制する予定である。
- * 1997年時点でガラス囲いのテラスは都心に3ヶ所あったが，2012年時点では撤去されていた。その理由として常に景観が変化することが望ましいし，建築物のファサードを大切にしていきたいということがあった。

(2) 屋台等の出店

- ・野菜，花，果物，ソーセージ，アイスクリーム，クリスマスツリー等を出店・売店で販売するためには営業許可が必要となる。その許可条件は，①コペンハーゲン市に居住すること，②障害などの理由で通常の職場で就労できないこと，③医師の診断書に基づき，職業紹介所が発行した推薦状を有すること，である。また，食品を扱う場合には行政部第一局に営業許可申請を行うこと。
- ・営業許可は2ヶ所以上取得することができず，また市当局が指定した場所で行うこと。
- ・営業権は売却，レンタル，委託することはできない。また他の売店と合併するなどして事業面積を拡張することはできないし，事業主は他社の出店・売店を管理することはできない。
- ・出店・売店（ワゴン，スタンド，フレーム等）のサイズは長さ4m，高さ2m，幅3mを超えてはならない。状況によっては例外もある。空の段ボール箱などを近傍に置いてはいけない。
- ・事業主は営業時間終了後，閉店し，周辺の清掃を行い，屋台などは歩道，車道，広場およびその他の公道に放置してはならない。
- ・大声をあげて販売してはならない。
- ・道路の舗装，建物，街路樹，街灯，電柱，照明などを傷つけないように配慮すること。
- ・出店場所を含む公共空間において工事等により生じる不都合は，事業者は受認しなければなら

ない。

- ・独立店舗の場合、市が開発し市が貸与するテントでなければならない。色のバリエーションは認められる。
- ・パラソルは市が指定する大きさや色のものを出店者が準備しなければならない。

(3) パビリオン

- ・パビリオン（キオスク）は広場で許可される。
- ・店舗本体から離れている場合、厨房を設置する必要があり、温冷水、排水施設、冷蔵庫、手洗い場の抜き打ち検査を衛生担当が実施する。

3.6 大道芸等のイベント

公園や歩道上で、デモ活動、屋外集会で舞台等の設備がない場合には警察へ届け出、それに加え町内祭りや催事、コンサート、蚤の市、運動会、市場等で舞台等の設備がある場合には道路管理局に届け出、公園利用の場合は公園部へ届け出が必要となる。

モール（歩行者専用道）上での大道芸等は、3人までは無許可（ただしスピーカーはだめ）でよいが、4人以上は警察の許可が必要となり、位置が指定される（ただし無料）。開催時間は16時～22時までとなっている。プロの大道芸だけでなく、素人（子供たち）の楽器演奏などが繰り広げられ、道行く人々に憩いの時間を提供している。

このような変化は1985年以降のことであり、これもストロイエ通効果であろう。企業イベントもこれからは許可していく予定である。

コペンハーゲンにおけるオープンカフェの風景

【1997年】



【2012年】



1997年時点（上）と2012年時点（下）のニューハウ南通のオープンカフェ。ここはストロイエ通（モール）の東端にあたり、小さな運河沿いの通りである。なおニューハウンはニューポートのオランダ語。

15年の時間差があるが、景観はほとんど変化がないのに対し、オープンカフェは明らかに増加している。景観は19世紀の町並みが残されている。屋内のレストランは一方からしか光が入らないが、オープンカフェは四方から光・風が入り、開放的である。特に夏場は市民や観光客で大いににぎわっている。市民の支持を得ているから増加していると言える。

【1997年】



【2012年】



ストロイエ通（モール）の東を少し北に上がった場所にあるオープンカフェ。ベンガラ色の土壁とコンクリート壁に囲まれたこじんまりしたオープンカフェは都心の喧騒にあって静寂な場所を提供している。パラソルの色が白から黒に変わっているが、15年前のほうが雰囲気は良い。

【1997年】



ストロイエ通西端にある市役所前広場のオープンカフェ。2012年時点では工事のため使用できず、高齢者の休憩の場所になっている。

【1997年】



1997年に3か所あった囲い込みテラスの一つ。2012年には撤去されていた。オープンカフェは季節や時間帯により設置・撤去されるが、これは景観を固定する。



左：1997年のストロイエ通の大道芸の様子。3人以内でスピーカーを非使用ならば指定場所での出演はOK。

右上：これも1997年のストロイエ通でバイオリンを引く少女たち。」上記の条件を満たしている。

右下：2012年のストロイエ通のマジック大道芸。通りを歩く多くの人々が大道芸に見入っている。

【2012年】



【2012年】



左：市役所東側の Vester-Voldgade 通では拡幅歩道を活かしたオープンカフェの増加が見られ、パラソルの色も白だけでなくグリーンや黒も見られるようになった。
右：中心部から少し離れた Halmtorvet 通では中央分離帯にオープンカフェを設置し、店舗側から道路を超えてサービスを提供している例も見られた。

【いずれも 2012年】



通勤のための自転車道ネットワークが整備されてきている。2015年の自転車通勤比率を50%にする目標が当局によって掲げられている。

左：子どもや荷物を前に乗せて走る独自スタイルの自転車。中央：仕事やる気満々通勤途上にある女性たち。右：橋の上を自転車が何台通過したのかを計測表示する装置

【2012年】



【2012年】



市内の至る所に公共広場がある。この公共空間の質が都市生活の質を左右する。ウレタンを敷いてクッション性を高めた広場（左）や寝そべることのできる芝生広場（右）、そのほかにも多種多様な広場があり、大人も子供も楽しめる。

4 ミラノ（イタリア）

4.1 概況

ミラノ市はイタリア北西部にある国内最大の商工業都市である。面積は182km²、人口は135万人（2012年 人口は減少を続け130万人で底を打って、今はこの人口まで回復）とローマに次ぐ第二の都市であり、北イタリアでは最大の都市である。

ミラノ市はとりわけファッション産業が著名であり、ミラノコレクションは世界にその名が轟いている。このミラノと比較的近傍にあるジェノバ、トリノの三都市は「工業の三角地帯」を形成し、イタリア経済を牽引している。都市の歴史も古く、紀元前からあるが、1183年に神聖ローマ帝国から自治の独立を勝ち取り、すぐさまビスコンティ家が統治を初めて、14世紀に大聖堂ドゥオモが着工される。15世紀に入ると再び他国に支配される。1859年にオーストリア統治から解放され、それを祝して建設された施設としてガレリアがある。大聖堂ドゥオモとガレリアはいずれも市のシンボルであり、大きな観光名所となっている。

4.2 オープンテラスの15年間の変化と基本的視点

(1) 使用は税金から料金へ

1997年と2012年の15年間の大きな変化は、公共空間を使用するにあたり、「義務としての税金」ではなく、「許可としての料金」として徴収されることになったことである¹⁰⁾。公共空間は公（国や市町村）のものであり、社会福祉を高めるものでなくてはならないとの考え方を前提としながら、商業的利用を積極的に認め、都市の景観（美観）にも配慮した、「公」的視点を持つことが求められる。

(2) オープンテラス等の設置箇所や設置時間の変化

現在オープンテラスは1,712ヶ所、囲い込みテラスは597ヶ所、完全囲い込みテラス4ヶ所、キオスクは177ヶ所である。この設置箇所数はここ数年で大きな変化はないが、15年前よりは増加している¹¹⁾（1997年時点の設置箇所の具体的な数値は把握していない）。利用料金を高くすれば、出店は少なくなり、低くすれば増加するという関係である。

カフェテラスとしての終了利用時刻は当初22時～23時であったが、規制緩和のなかで1時30分までの利用が可能となったが、住民の反対にあって1時となっている。

(3) 新たな評価視点

公共空間の利用はそこから得られる税収入の面だけが評価されていたが、今では色、形状、素材に至るまで、審美的評価も加えていく必要があると当局は感じている。例えばオープンカフェの parasol の布はクリーム色またはベージュ色、傘のスタンドは木製、テーブルと椅子は同一の道路に面したものは同一の色と種類といったような制約がつく。

市が空間を管理し、料金収入は市の一般財源に組み込まれる。公共空間の利用料金総額は5,600

万ユーロで市の財政規模27億ユーロの2.1%であった。パリ市の0.5%より相対的に大きな収入となっている。

ミラノにおけるオープンカフェのタイプとキオスク（すべて2012年）



一般的なカフェテラス。市内には1,712ヶ所ある。



完全囲い込みカフェテラス。市内ではわずか40ヶ所しかない。



ガラスやプランターで囲うテラス。市内に597ヶ所ある。



公共施設としての街なかキオスク。市内に177ヶ所ある。

4.3 公共空間を利用するにあたっての一般的な条件

（1997年調査〈参考文献(1)〉をベースに2012年調査情報で加筆・修正。4.4も同様）

(1) 関連の規制・条例

公共空間の利用に関連する規則・条例は次のようなものがある。

- ①屋外物の公共空間利用に関する規則……これは屋外の公共空間利用（例えばカフェやレストラン、キオスクなど）の利用にあたっての規則を定めたものである。
- ②キオスク（街頭販売店）による公共空間利用に関する規則……これは花、出版物、食品、多目的なものを販売するキオスクについて、大きさや形状、素材、色彩や補償金、維持費などに対する許可あるいは禁止事項について記述されている。
- ③ミラノ市警察に関する規則……これは違反者に対して最低限の財産的罰則（罰則金の最低金額）が掲載されており、通告を受けてから60日以内に罰則金を納めなければならない等、調書の作成に際して活用される。

④交通・道路利用に関する改正法（1992.4.30）……この規則は道路の占用，工事，使用にあたっての許可等について記述されている。

(2) 一般的条件

原則として，公共空間の使用は，一時的設備および除去可能な設備のみに適応され，日によってまた時間帯によって制限されることがある。

オープンテラス，レストラン，スタンド（屋台），さまざまな商業活動等による公共空間の占用については，個々の規則や条例に基づいて運用されているが，主に「道路規制」に従って歩道利用を行っている。オープンカフェ等は歩道幅の半分を超えない範囲で許可されるが，いかなる場合においても，歩行者のために2mの幅を残すことになっている。かつオープンテラスを設置できる歩道幅員は3m以上でなければならず，店舗と接して置かない場合は5m以上の歩道幅員が前提となる。（図8）

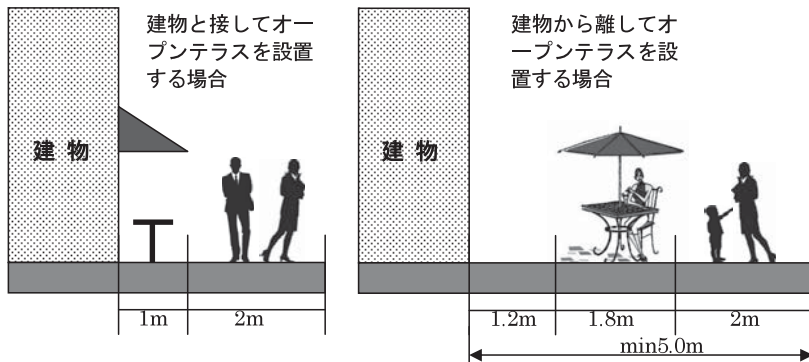


図8 オープンテラスを設置する条件

歩道利用は，さらにいくつかの規制と古い条例によって定められている。使用許可は申込者の店舗の前のみに下ろされ，また，隣接する店舗の前の歩道空間への延長は，その隣接する店舗のオーナーの同意がある場合のみ許可される。

ミラノ市内の公共空間を利用するにあたっては，ミラノ市技術事務所の管理の下，市の交通課の許可を受ける必要がある。

自動車道路，横断歩道付近，ロータリーおよび中央分離帯の中，駐車場などでの設置は禁止されている。また，歴史的建築物の法的規制があった場合，環境・建設局の許可が必要となる。

(3) 歩道空間の利用

歩道の占用は，営業店舗所有の敷地の前に限られる。隣接の空間（一般民家やマンションの玄関口，他の店の窓やその付近）に延長する場合は，関係者の正式な合意という手続きが必要となる。

設置にあたっては、信号や道路標識への視界を妨げず、ドライバーの死角を作らないようにする必要がある。また路面電車の駅付近（駅から15m以内）では、利用者の邪魔にならないように、駅から最低3mの通路を確保しなくてはならない。

公共的設置物との距離を次のように確保しなければならないことになっている。

- (a) 電話ボックス、救急車・警察専用電話、身体障がい者専用および自動車の出入口から1.0m
- (b) 樹木や花壇から1.2m（自転車専用道路の場合は2.0mの通路を確保する）
- (c) キオスクから2.5m、市営バス停から3.0m
- (d) 地下鉄駅や地下道の出入口から5.0m
- (e) ガソリンスタンドや消防用ポンプから6.0m
- (f) マンホールや地下換気扇をふさいではいけない。
- (g) 重要文化財に隣接する場合、見物客に十分なスペースをあける。

ゴミ箱やメニュースタンド、看板は設置してもよい。ただしワゴンは営業終了と同時に撤去しなくてはならない。なお許可される看板は各営業所によって、大きさが異なる。

(4) 電気やガスによる照明や暖房

交通を障害しないように照明を設置してもよいが、例えば、信号機の点滅と誤解させたり、運転側にとってまぶしすぎる照明は禁止される。

各ウインドウに設置できる照明は最高2つであり、歩道と隣接する場合は、最低2.20mの高さが必要である。暖房に関しては、15kgを超えないガスボンベの暖房機の使用は許可される。樹木の直下に暖房の設置は禁止されている。

(5) 公共工事への対応

公共工事が開始された場合、すべての施設を撤去しなくてはならない。撤去費は所有者の責任と自己負担であり、隣接の施設に傷害を与えた場合、所有者の責任となる。パリ市の場合は8時間以内に撤去という条件がつく。

4.4 オープンカフェの運営

(1) テーブルと椅子

公共空間における飲食業務を目的とするテーブルと椅子は許可された空間からはみ出てはいけない。

設置については、建物の壁沿いまたは道路隣接のどちらかの選択が可能である。いずれの場合もテーブルや椅子の使用空間は歩道幅員の半分を超えてはならず、かつ歩行者の障害にならないように幅2.0mの通路をあける必要がある。道路と隣接して設置する場合、車道から1.20m、交通の激しい道路の場合は、車道から2mは離れなくてはならない。樹木のある歩道では、樹木から1.20m離れる必要がある。

アーケードの場合は、アーケード内での設置が片方のみ可能であり、2mの通路を確保する

必要がある。

テーブルと椅子の面積は100cm²とする

営業外時間での保管は、衛生的で秩序的でなければならない。

(2) パラソル

パラソルとは、地面にたった一つの支え柱を持つ布で作られた設備である。

パラソルの設置は、与えられた空間からはみ出してはいけない。場所によって異なるが、パラソルでの宣伝は可能である。すべてのパラソルは、専用の土台に固定しなければならない。地面からパラソルの骨までの高さは最低2.20mを確保しなければならない。強風の日または夜間においてパラソルは閉じなければならない。

形、素材、色彩について、都心部では素材として木製がふさわしく、布は明るい色で防水されたコットンを使用すること。

(3) プランター

プランターは次の目的で使用される。

(a) 飲食サービスを目的とする営業を区切ること

(b) 町の装飾

飲食店の場合、次の条件が付与される。

(a) プランターは、許可された区域を越えてはならない

(b) 許可された区域の幅が最高1.50mの場合、先端にのみ設置が可能

(c) 季節限定の営業の場合、放置の状態を避けるために植物の適切な管理または撤去の義務がある。

装飾および囲いを目的とするプランターは、営業店の壁に沿って設置する。ただし2.0mの通路幅を確保しなくてはならない。囲いとして利用されるプランターの中に、2種類以上の植物を使ってはいけない。

死んだ植物、または害虫で痛んでいる植物は撤去しなくてはならない。壊れたプランターや死んだ植物の撤去が義務づけられる。撤去されない場合は罰せられる。

プランターの中にある植物には健康状態の管理・徹底が義務づけられる。そのために、痛みにくい植物が薦められる。例えば、ローリエ・アオキなど。

個人使用のプランターの宣伝は禁止である。

都心部では木製や石、陶器で作られたプランターが薦められる。

(4) 日除けテント

日除けテントとは、地面に支点を持つ天幕で作られた施設を意味する。公共空間での支柱の打ち込みは禁じられている。

壁の隣接点または歩道の端に設置してもよい。歩道の場合は、歩道の半分以上の幅を超えては

ならず、通行幅は最低2.50mを確保し、歩行者の通行を阻害してはならない。

アーケード下にある歩道の場合、規則にないために建設局が決定する。

樹木のある歩道の場合、天幕は樹木の枝に害を与えてはならない。

公園や庭園での設置は、樹木からの距離を半径5.00m以上離す必要がある。

軒までの高さは最低2.20mを確保し、天幕の先端は地面より最低高さ2.00mを確保しなければならない。

各種の日除けテントは交通の視覚的障害となってはならない上に、正面と横面を閉鎖することができない。通行がない場合、縦に伸びる飾り物などの部分を導入してもよいが、全面積を占めてはいけない。

形、素材、色彩は次のとおりである。

(a) 支柱の素材：木造、鉄、アルミ

(b) 天幕の素材：布、アクリル性布敷、PVG（都心部では禁止）

(c) 都心部での色彩：ヘーゼルナッツ系茶色、アイボリー、グリーン、ブルー、錆色（カバーに線が入った場合、前出の色に指定する。）

(5) 季節デホルス（パリで言う「囲い込みテラス」）

季節デホルスとは、飲食を目的とする設備で、特徴として簡単に取り外せ、横側と正面がガラスでき、カーテンで閉じられる設備を指す。この季節デホルスの最長設置期間は8ヶ月である。

設置にあたり地面への固定は禁止され、歩道に設置した場合、建物の壁に沿うよう配置しなければならない。なお、設置にあたっては計画段階で示す必要がある。

最高の高さは2.20m、地域によって市による特別な指示もある。

都心部では、営業者の名前以外の宣伝を入れてはいけない。よってポスターなどの設置は禁止される。

ガラスが壊れたときに、ガラス破片が飛び散らないように層状ガラスを使用するものとし、縦に置いたガラスの場合、強化ガラスを使用する。

形状はパビリオン型温室ベランダのような伝統的な形が薦められる。構造がなるべく透明で、カーテンやポスターやプランターで隠してはいけない。斬新な形のデホルスの導入も認められるが、周りの環境に馴染まなくてはならない。

都心部または環境保護区域では金や銀、銅などの素材使用は禁止される。公園や庭園での設置には木造を使ってもよい。トタン板や板金などの覆いは禁止される。

欧州3都市の公共空間活用の変化要因分析

ミラノにおけるオープンカフェの風景

【1997年】



【2012年】



市内の至る所にカフェテラスがある。場所は異なる。このタイプは1712ヶ所あるが、パリの11,300ヶ所に比べれば多いほどでもない。歩行者のために2m以上の幅員を確保しなければならない。服装で時代が分かる。

【1997年】



【2012年】



これは完全囲い込みテラス（季節デホルス）の事例である。市内には40ヶ所しか事例はないが、パリの3,500ヶ所に比べれば圧倒的に少ない。コペンハーゲンと同様に、公共空間を四六時中占有することが望ましいと考えていないのであろう。

【2012年】



【2012年】



これは囲い込みテラスの事例である。ガラスの壁でテラスを囲っている。市内には597ヶ所ある。

これは一般的なカフェテラス。大きい傘のもとに椅子やテーブルが並べられている。開放感がある。

【1997年】



【2012年】



1859年にオーストリア統治から解放され、それを祝して建設されたガレリア。ガラス屋根のアーケードがかかっている。高級ブティックや高級レストランが並ぶなかにカフェテラスがある。建物の所有は市と民間（個人）である。床面積の価格は1～2万ユーロ/m²とされている。

【1997年】



【2012年】



このガレリアにはマクドナルド店が立地している。ガレリアには若者も通るので、マクドナルドが必要という意見がある。上階のミラノ市所有のオフィスが工事するため、マクドナルドは転出し、その後、新規にレストランが入る予定である。

【2012年】



これはキオスクである。市内に177ヶ所が設置されている。パリのキオスクほどデザインは良くない。

【2012年】



ビルの柱の厚みを利用した二人用のカフェ。まるで額縁のようで絵になる風景である。

ミラノの大聖堂ドゥオモとその対面にあるオープンカフェ



上は大聖堂ドゥオモ（1386～1813）とその広場であるが、その大聖堂の広場を挟んだ向かい側には、それを真正面から一望できる特等席のカフェテラスが設置されている。その歩道上のカフェテラスは、2m以上の歩行者通路幅を確保しなければならないが、写真で見る限り、どうも寸法が足りない様に見える。（いずれも2012年）

5 まとめ

ヨーロッパ3都市、パリ、コペンハーゲン、ミラノにおける公共空間の活用、とりわけ歩道でのオープンカフェの管理運営方法について、1997年と2012年を比較することで、どのような理由でいかに変化したのかを明らかにしてきた。それを整理すると、下記のとおりである。

①オープンカフェの量的拡大

対象3都市では着実にオープンカフェの設置箇所や席数を増やしてきている。

とりわけパリ市では2.2m以上の歩道であれば、原則どこにでも幅60cm以上のカフェテラスを設置することができる。その結果、建物と接するオープンテラス11,300ヶ所（15年間で13%増）、囲い込みテラス3,500ヶ所（同40%増）、カウンターテラス300ヶ所（15年前のデータ不明）にもほり、市民生活上不可欠な都市空間となっており、同時に観光客に対しても快適な歩行環境を提供している。

コペンハーゲン市では4月～9月の半年間が設置可能期間であるが、量的拡大は着実に進んでいる（1986年2,970席、1995年4,780席、2005年7,020席）。いわゆるモール（歩行者専用道路）化により量的拡大を図るだけでなく、広幅員道路で拡張された歩道や交通量の少ない道路内にある中央分離帯でカフェテラスが設置されるなど、多様化しながら拡大している。

ミラノ市では現状オープンテラス1,712ヶ所、囲い込みテラスは597ヶ所、完全囲い込みテラス40ヶ所があり、15年前との比較では量的拡大してきているが、ここ数年は大きく変動はしていない。またミラノではキオスク（歩道上の売店）は177ヶ所あり、市民サービスのための公的施設の役割を担っている。

どの都市も市民生活にとってオープンカフェは不可欠なものとなっており、より多くの利用機会を市民が求めていることが分かる。

②オープンカフェの質的充実と広範な公共空間の活用

カフェテラスは公共空間である歩道に設置するものであり、歩行環境を阻害する行為は当然禁止されており、そうならないように家具や什器等の施設設置基準は各都市ともかなり詳細に設定されている。とくに歩行幅の確保は必須条件である、都市によって最小有効幅員は異なり、1.5（コペンハーゲン）～1.6（パリ）～2.0（ミラノ）mの幅内にある。

パリ市ではカフェテラスに関連する条例改正が行われてきた。2008年には屋内喫煙禁止条例が施行されて、オープンテラスが衝立（ガラスが多い）で囲われるようになり、屋外の景観や雰囲気が変わった。2011年の改正では①身がいに者に配慮して、歩道空間に余裕を持たせたこと、②二酸化炭素の削減にむけて、ガス暖房から電気暖房へ転換すること、③人通りの多い歩道では、不許可権限を市が有すること、④カウンターテラスは、隣地の了解が得られれば、拡張可能になったこと、の対応をとることとなった。明確に時代の要請に応じていく姿勢が見られた。

パリ市では景観的配慮と象徴化のために、シャンゼリゼ通の使用するパラソルの色彩は国旗のトリコロール（青・白・赤）に限定されていたが、ミラノ市でもカフェテラスの色、形状、素材に至るまで、審美的評価を加えるようになってきている。シンボル化された道路ほど美観まで配慮が求められている。

カフェテラスの設置は道路をより市民生活に密着したものとして活用し、交通処理という側面だけでなく、市民や観光客の交流インフラとして役割を付加していくものである。

コペンハーゲン市では道路を自動車中心から歩行者に取り戻すだけでなく、さらに環境対策と

して自転車道の拡充を図ろうと、道路空間の再配分が行われてきている。さらには、水辺、芝生、農地、独自の遊具がある広場を整備することで子供から大人まで憩うことのできる空間を整備することで、都市生活の質を高めようとしている。

③オープンカフェに対する行政的スタンス

カフェテラスを設置することで行政は利用料金を徴収し、公共空間の監視スタッフ人件費や補修などの管理費用に充てている。パリ市では市財政の0.5%、ミラノ市では同2.1%に相当する収入を得ている。

パリ市はカフェテラスを設置できる道路幅員は3都市のなかで最も緩やかであり、できるだけ公共空間が利用しやすい条件を提示しつつ、公平を期すために使用料金とルールを徹底している。コペンハーゲン市では、カフェテラスの設置がその場所、その規模で適切かどうかを判断するため、まずは社会実験を通じて市民の意見を取り入れ、改善しながら実現している。多くのケースでは“実現の壁（課題）”が立ちはだかっているが、行政スタッフはその課題解決こそプロフェッショナルの使命であると認識している。実現できない理由を並びたてることが多い日本（変わりつつあるとはいえ）とは対照的である。ミラノ市では国の方針として“自由化政策”をうたい、道路空間も規制緩和されて、従来以上に民間事業主によるカフェテラスの設置を促進している面がある。

3都市とも歩道をカフェテラス等に積極的に市民利用してもらおうスタンスは明確である。より多くの公共空間が利用されることを前提に、詳細な設置ルールが定められている。

④今後の課題

今回は1997年と2012年との比較のなかで、ヨーロッパ3都市の公共空間の活用、とりわけオープンカフェに対する定点観測を行い、その変化と要因を明らかにしてきた。これまでの調査蓄積から、米国における3都市の定点観測を行っており、同様な比較を行うことが課題である。また、日本はアジアの一角を占め、生活文化もその側面を色濃く持っていることから、アジアの公共空間の活用と運用についても課題として残っている。これらの課題解明は、世界各都市の公共空間の活用や制度のあり様を通じて、日本の「公共性」の一般性と特殊性を明らかにしていくことにつながる。

最後にオープンカフェの調査では、これまで北原理雄千葉大学名誉教授とともに実査を行って議論してきたが、今回も同様に実査をともし、助言をいただいた。また、パリ市の使用料金一覧表を作成するにあたって、湯浅康正本学外国語学部教授にお世話になった。記して謝意を表す。

（本研究は名古屋学院大学研究奨励金（2012年度）を得て実施し、都市政策プロジェクト研究（2013年3月）で取りまとめたものをベースに、加筆・修正して研究論文としてまとめたものである。）

【注釈】

- 1) 日本の公共投資（公的総固定資本形成）額の対GDP比は6%を超えていたが、2012年には3%近くまで落ちてきている。1990年代には18兆円強の建設投資（国土交通省管轄の道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸の8分野）であったが、2010年頃には約12兆円とピークの2/3まで落ちてきている。
- 2) 公共空間は整備した目的があり、それに沿って利用するなら、何ら意思表示することなく利用できる（一般使用）。しかし、それ以外の利用目的の場合、他人の一般使用や社会公共の秩序を妨げることを防止するため許可が必要となる。許可対象は限定列举される。時代とともに公共空間の使われ方は変化する。例えば道路の場合、円滑な交通確保を本来の目的としているので、歩道を歩くのに許可はいらない。しかし、オープンカフェを設置すると、それを阻害する恐れ場があるので、限定列举対象にならず、許可されなかった経緯がある。
- 3) 参考文献（1）～（5）があげられる。
- 4) 参考文献（1）、（2）
- 5) 参考文献（3）
- 6) 参考文献（5）
- 7) オープンカフェ（Open Cafe）は屋外カフェの意味で使用している和製英語である。ヨーロッパではカフェテラス（Café Terrace）、米国ではサイドウォークカフェ（Sidewalk Cafe）と呼ぶことが多い。屋内（建築物内）カフェに相対する意味で使用しているので、建物から突き出た囲い込みテラスは天井がついているものの、屋外扱いとしオープンカフェの範疇に入れる。
- 8) 参考文献（1）参照
- 9) 1997年調査では欧米6都市を対象にしている。2012年調査も定点観測を行うため、同一6都市を訪問した。米国はシアトル（ワシントン州）、ポートランド（オレゴン州）、サンフランシスコ（カリフォルニア州）を調査対象としている。ここでは欧州3都市を対象に論考するが、米国については別稿で述べる。
- 10) 国は2000年1月1日にカフェテラスの使用が税金から料金になった。2000年12月4日に市議会でも占有に関する法律が決定し、2001年5月3日から実施された。それ以前に使用していたところについては5年の猶予期間が与えられた。
- 11) ミラノ市役所へのヒアリングによる

【参考文献】

- (1) ㈱都市研究所スペースア <1998.3> 「欧米のオープンカフェを支える制度的背景—公共空間の有効活用によるにぎわいの創出と都心活性化にむけて—」名古屋世界都市景観会議'97実行委員会
- (2) 加藤浩司・渡辺直・井沢知旦・北原理雄 <2000.4> 「欧米における街路空間の公共利用制度に関する研究—6都市のオープンカフェ運用を事例に—」『日本建築学会計画系論文集』第530号、PP. 185-192
- (3) エルファディンク ズザンネ・卯月盛夫 <2003.4> 「ドイツにおけるオープンカフェの法制度とその運用に関する研究—15都市を事例に—」『日本建築学会計画系論文集』第566号、PP. 97-104
- (4) 保井美樹 <2003.4> 「BID：米国と日本」『都市計画』242号、PP. 47-50
- (5) ㈱都市づくりパブリックデザインセンター編著 <2007.5> 『公共空間の活用と賑わいまちづくり』学芸出版社

(6) Jan Gehl 北原理雄訳 〈2014.3〉『人間の街 公共空間のデザイン』鹿島出版会

【海外参考文献】

- (1) Mairie de Paris 〈2011〉『Etalages et Terrasses』
- (2) Mairie de Paris 〈2011〉『Etalages et Terrasses a Paris Cahier de Recommandations』
- (3) Københavns Kommune 「Copen-bestemmelser om råden over vejareal」 (HP)
- (4) City of Copenhagen 〈2011.5〉『More People to Walk More』
- (5) City of Copenhagen 〈2011〉『Good, Better, Best The City of Copenhagen's Bicycle Strategy 2011-2025』
- (6) City of Copenhagen 〈2012〉『AMetropolis for People Vision and Goals for Urban Life in Copenhagen 2015』
- (7) Jan Gehl and Lars Gemzoe 〈2000〉, 『New City Space』 The Danish Architectural Press
- (8) Comune di Milano 「Disegni con esempi di occupazioni di spazio e suolo consentiti」 (HP)

* 上記以外で市役所から入手した資料もあるが、ここでは省略している。

【ヒアリング対象者】

■パリ市

Mairie de Paris

Direction de L'urbanisme

Sous-direction du Permis de construire et du Paysage de la Rue

Elisabeth Morin Chef de Service Administratif Adjointe au Sous-Directeur

OECD

Regional Policies for Sustainable Development

Public Governans and Territorial Development

Tadashi Matsumoto Senior Policy Analyst

■コペンハーゲン市

Københavns Kommune

Teknik-og Miijøforvaltningen Center for Bydesign

Tina Saaby Stadsarkitekt

Gehl Architects

Jan Gehl Founding Partner Professor, Dr. Litt

Lars Gemzoe Associate Partner, Architekt MAA Ass. Professor

■ミラノ市

Comune di Milano

Settore Finanze ed Oneri Tributari

Monica Mori Direttore

参考資料

A-1 パリ市における工事と対象物に関する表示別使用料金（パリ市資料）

条例	工事と対象物に関する表示	単位	2012						最低 料金 M. P.
			使用料（ユーロ）						
			分類						
			HC	1	2	3	4	5	
050	新しいあるいは、修繕中の店舗の店頭、外装、格子窓、ガラス、ショーウィンドー								
060	覆い布（日除け用）	m ² 年	40,20	30,09	24,31	18,14	11,56		-
A60	ガラス入り庇	〃	40,20	30,09	24,31	18,14	11,56		-
070	正面に取り付けた取り外し可能な看板壁や庇、バルコニー、支柱にかかった看板、立て札	〃	8,01	5,97	3,99	3,00	2,40		8,76
12A	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	32,30	24,29	16,76	11,38	8,16		9,46
12B	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	85,81	64,03	48,77	31,38	24,29		-
	同じものに照明した場合								
12C	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	60,38	45,12	30,37	20,86	14,63		9,46
12D	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	159,92	119,47	90,68	58,88	45,12		-
	広告のための装置								
12E	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃							
12F	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							
	同じものに照明した場合								
12G	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃							
12H	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							
	回転扉、シャッター、その他同じようなものの上に設置された、取り外しのできる文字のついた動かせる看板								
13A	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	65,24	48,77	32,64	22,97	15,68		-
13B	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	193,97	145,02	112,80	81,21	48,77		-
	同じものに照明したり、点滅したりさせた場合								
13C	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	121,19	90,68	61,46	41,89	29,85		-
13D	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	360,73	269,64	210,14	150,62	90,68		-
	広告のための装置								
13E	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃							
13F	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							
	同じものに照明したり、点滅したりさせた場合								
13G	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃							
13H	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							
	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合								
14A	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	195,75	146,32	98,19	68,76	47,05		-
14B	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	581,90	434,89	338,62	243,42	146,32		-
	同じものに照明した場合								
14C	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃	363,84	272,01	184,57	125,68	89,38		-
14D	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃	1082,46	808,95	630,17	451,63	272,01		-
	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合								
14E	支柱、あるいは建築線に平行な場合	〃							
14F	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							

* 料金空白欄は「1997年に表示有・2012年で表示無」太字は「1997年に表示無・2012年時点で表示有」

欧州3都市の公共空間活用の変化要因分析

A-2 パリ市における工事と対象物に関する表示別使用料金（パリ市資料）

条例	工事と対象物に関する表示	単位	2012						最低 料金
			使用料（ユーロ）						
			分 類						
			HC	1	2	3	4	5	
	同じものに照明した場合								
14G	支柱、あるいは建築線に平行な場合	m ² 年							
14H	支柱、あるいは建築線に垂直な場合	〃							
	3か月以上で臨時の固定されていない看板								
15A	照明なし	m ² 月	24,12	23,43	23,43	23,43	23,43		-
15B	照明あり	〃	40,19	39,05	39,05	39,05	39,05		-
15C	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合	〃	120,55	117,11	117,11	117,11	117,11		-
15K	または点灯または明るい	〃	41,14	39,96	39,96	39,96	39,96		-
15L	点灯するか、明るい	〃	70,54	68,52	68,52	68,52	68,52		-
15M	テキストまたはマルチカラーデザインの可変制御方法電磁または電子番組	〃	176,32	171,28	171,28	171,28	171,28		-
	3か月以上で臨時の固定された看板								
16A	照明なし	m ² 年	56,30	54,69	54,69	54,69	54,69		-
16B	照明あり	〃	93,78	91,10	91,10	91,10	91,10		-
16C	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合	〃	281,33	273,29	273,29	273,29	273,29		-
	3か月以上で臨時の固定されていない看板								
16E	照明なし	〃							-
16F	照明あり	〃							-
16G	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合	〃							
	倉庫等に取り付けた臨時の看板シート（目除けなど）（工事、改修、賃貸、売買を知らせるもの）								
18A	照明なし	〃							
18B	照明あり	〃							
	一時的に商売目的に設置された広告や宣伝のモチーフ								
15E	照明なし	〃							
15F	照明あり	〃							
15G	文章が入ったり、電磁気や電気回線で多色仕様にした看板の場合	〃							
161	柱や小屋の足場	m ²	11,28	8,54	6,13	3,71	3,33		8,16
162	足場が高みにあったり、不安定だったり、扇形の防犯装置がついていたり、傘が突き出ている場合	m	4,58	3,33	2,23	2,23	2,05		8,16
164	支柱	〃							
	壁や屋根がある場合や、公道で壁や屋根がない場合								
171	足場によって	m ² 月	27,90	20,99	12,62	9,11	6,13		8,16
172	柵によって	〃	27,90	20,99	12,62	9,11	6,13		8,16
	ピラなど貼る余地のない突き出た柵								
180	むこう4か月分	〃	1,53	1,11	1,11	1,11	0,95		8,16
181	むこう19か月分	〃	1,53	1,11	1,11	1,11	0,95		8,16

* 料金空白欄は「1997年に表示有・2012年で表示無」太字は「1997年に表示無・2012年時点で表示有」

B-1 パリ市における露店やカフェテラス等の使用料金（パリ市資料）

条例	工事と対象物に関する表示	単位	2012						最低 料金 M. P.
			使用料金（ユーロ）						
			分類						
			HC	1	2	3	4	5	
400	地面に印をつけた場合	m	2,88	2,79	2,79	2,79	2,79	21,90	
	露店								
410	歩道の3分の1以内	m ² 年	64,26	47,97	30,73	17,23	12,14	55,39	
411	歩道の3分の1以上	〃	192,66	144,09	92,41	51,88	36,61	55,39	
413	歩行者専用道路内	〃	192,66	144,09	92,41	51,88	36,61	55,39	
412	店舗と反対側の露店	〃	256,94	192,05	123,15	69,12	48,93	781,51	
	オープンテラス								
430	歩道の3分の1以内	〃	93,70	70,10	42,87	25,04	16,45	83,39	
431	歩道の3分の1以上	〃	281,34	210,24	128,43	75,18	49,13	110,60	
433	歩行者専用道路内	〃	281,34	210,24	28,43	75,18	49,13	110,60	
432	店舗と反対側のテラス	〃	375,04	280,35	171,30	100,24	65,58	1405,60	
	オープンテラスの周りの保護防水シートを取り付けるためのサプリメント								
434	歩道にタイヤ	〃	407,95	305,40	186,46	108,64	70,87	-	
435	歩道のタイヤを超え	〃	1223,94	914,04	560,80	326,01	216,80	-	
436	歩行者経路における	〃	407,95	305,40	186,46	108,64	70,87	-	
437	傘とキャンパスのインストールは3m ² 以下をカバーするために関係なく考慮さコントロールの種類の補足	〃	80,12	59,67	39,88	30,09	23,97	-	
438	カウンターテラス	m ² 月	468,51	350,52	214,35	125,21	82,26	-	
	幕の高さが規定の1.3mを越えたテラス								
440	歩道の3分の1以内	m ² 年	140,69	105,13	64,20	37,59	24,67	125,30	
441	歩道の3分の1以上	〃	422,00	315,18	192,83	112,77	73,80	165,79	
443	歩行者専用道路内	〃	422,00	315,18	192,83	112,77	73,80	165,79	
	断続的に延長した露店								
450	歩道の3分の1以内	〃	32,25	24,08	15,46	8,81	6,07	55,39	
451	歩道の3分の1以上	〃	96,94	72,44	46,60	26,42	18,41	55,39	
453	歩行者専用道路内	〃	96,94	72,44	46,60	26,42	18,41	55,39	
	断続的に延長したテラス								
455	歩道の3分の1以内	〃	47,16	35,24	21,54	12,73	8,21	83,39	
456	歩道の3分の1以上	〃	141,29	105,53	64,41	37,98	24,67	110,60	
457	歩行者専用道路内	〃	141,29	105,53	64,41	37,98	24,67	110,60	
	覆われたテラス								
460	歩道の3分の1以内	〃	672,55	502,58	307,43	179,28	118,83	-	
461	歩道の3分の1以上	〃	2017,83	1507,96	922,34	537,87	356,69	-	
462	歩行者専用道路内	〃	2017,83	1507,96	922,34	537,87	356,69	-	
	回転扉								
470	露店の前	〃	187,13	139,97	89,76	50,40	35,56	108,02	
475	テラスの前	〃	256,26	191,52	117,14	68,27	45,27	188,47	
	規定外の追加の商品がある場合で、歩道の3分の1以内								
485	かき、貝類	〃	364,33	272,34	166,40	97,38	63,71	214,90	
480a 484 487a 489	その他（クレープ、かき、エスカルゴ、果物、新聞、くじ、アイスクリーム、くり、サンドウィッチ）	〃	364,33	272,34	166,40	97,38	63,71	214,90	

* 太字は「1997年に表示なし・2012年時点で表示有」の項目 次頁も同様

欧州3都市の公共空間活用の変化要因分析

B-2 パリ市における露店やカフェテラス等の使用料金（パリ市資料）

条例	工事と対象物に関する表示	単位	2012						最低 料金 M. P
			使用料金（ユーロ）						
			分類						
			HC	1	2	3	4	5	
	上記と同様で歩道の3分の1以上								
495	かき、貝類	m ² 年	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
490a	その他（クレープ、かき、エスカルゴ、果物、新聞、くじ、アイスクリーム、くり、サンドウィッチ）	"	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
494			1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12		
497a 499			1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12		
	上記と同様で歩行者専用道路								
895	かき、貝類	"	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
890a	その他（クレープ、かき、エスカルゴ、果物、新聞、くじ、アイスクリーム、くり、サンドウィッチ）	"	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
894			1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12		
897a			1038,74	776,30	499,41	291,91	119,12		
899			1038,74	776,30	499,41	291,91	119,12		
512	店舗と反対側の仮の露店	m ² 月	64,26	47,97	30,73	17,23	12,14	55,39	
532	店舗と反対側の仮のテラス	"	93,70	70,10	42,87	25,04	16,45	55,39	
534	歩道の3分の1に、保護された任意の加熱や空調ダ ンオープンテラスのインストールに補完	m ² 年	135,98	101,80	62,15	36,21	23,62	-	
535	歩道の三を超えて、保護されたオープンテラスで任 意の加熱や空調のインストールに補完	"	407,98	304,67	186,93	108,67	72,27	-	
536	歩行経路に保護されたオープンテラスで任意の加熱 や空調のインストールに補完	"	407,98	304,67	186,93	108,67	72,27	-	
537	歩道のタイヤのオープンテラスが塗りつぶされてい ない保護の任意の加熱や空調のインストールに補完	"	407,95	305,40	186,46	108,64	70,87	-	
538	歩道のタイヤを超えて、オープンテラス塗りつぶさ れていない保護の任意の加熱や空調のインストール に補完	"	1223,94	914,04	560,80	326,01	216,80	-	
539	歩行経路のオープンテラスが塗りつぶされていない 保護の任意の加熱や空調のインストールに補完	"	1223,94	914,04	560,80	326,01	216,80	-	
550	第三の歩道ノンアルコールドリンク、クレープ、魚 介類におけるアクセサリー貿易のインストールのた めのサブプリメント（貝類や甲殻類）、すべての準備 のワッフル、アイスクリーム、茶色のグリッドは、 同化している	"	364,33	272,34	166,40	97,38	63,71	214,90	
560	歩道のタイヤを超えたアクセサリー貿易をインス トールするためのサブプリメント ノンアルコールドリンク、クレープ、魚介類（貝類 や甲殻類）、ワッフル、アイスクリーム、サンドイッ チに相当する任意の製剤を褐色グリッド	"	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
570	歩行者経路のアクセサリー貿易のインストールのた めのサブプリメント ノンアルコールドリンク、クレープ、魚介類（貝類 や甲殻類）、ワッフル、アイスクリーム、サンドイッ チに相当する任意の製剤を褐色グリッド	"	1038,74	776,30	499,41	291,91	191,12	214,90	
580	それに歩道のタイヤでオープンテラスを保護リジ ッドパラレル画面のインストールのためのサブプリ メント	"	407,95	305,40	186,46	108,64	70,87	-	
581	リジッドパラレル画面のインストールは歩道のタイ ヤを超え、それをオープンテラスを保護するための 補足	"	1223,94	914,04	560,80	326,01	216,80	-	
582	それに歩行者バスでオープンテラスを保護リジ ッドパラレル画面のインストールのためのサブプリ メント	"	407,95	305,40	186,46	108,64	70,87	-	
700a 799	2m以内で課税されている露店ででのデモンスト レーション	2m・ 日	10,71	10,40	10,40	8,54	8,54	-	